薫蕕錄　禾

昌
775
57

曾山文庫
775
57

葉藤錄巻〻之拾式

月錄

夜鶴庭訓抄

七葉抄

入木抄

艶詞

鳴門中將物語

源氏物語竟宴記

東京帝國大學圖書之印

仏安原氏論議

宮内庁書陵部

薫籠録巻之百六十七

中村直道輯

宮内大輔伊行朝臣

夜鶴庭訓抄

入木とは手かく事をゝすなり道とゝのうはなにのよ
つもの川をゝ人家れを稽古の筋まる異出れ
逐條市表色紙形数文かゝ人かすまゝそ稽古う
ゆゝて内院よりかゝもゝ仰あるまゝさもて俗名ハ
かくへきも世ゝ手書川かゝもゝ定れさうし
かゝ而稽古ゝかゝむするさはいゝもゝ術名ハと
ゝはくやゝ紀事なれハおのゝんまかゝかゝ
へき

一ゝゝ事抜ゝつゝゝひろゝゝまゝ事へゝ

當道よハ中より事也ゑりをひてうつしたる
事かりかくはたまたまおのく中より書をれ
事あるをうれハ四つのこゝろをもたるもあり
つゝ者も又ゆくゝ人のいらてかくゝもれていふ枕
ちぬ也さ様ゝ所ゝ事ゝ新へきかりて又
ての様くを一帖ゝうゝ様ゝみをかるゝ〳〵やうく
ゝいはハいろをゝさうみる様ゝ所ゝ人て書
〳〵そ様も人ゝおかくさゝ〳〵あゝ也かくにたゝも
たゝさかゝもくきれひかゝにゝ用まゝるゝかくゝ
家ゝは造紙一部〳〵あるかゝかゝハさゝ書ゝ
ゝかゝ〳〵かゝ為〳〵あかゝはゝ也ゝ為ゝ也
人あゝ〳〵ゝ為ゝ也ゝ為ゝ〳〵ゝ

一哥紙書様二行かゝハ五七文一行ニ行か
らハ五七一行五七一行七一行さゝらゝにある
〳〵ゝゝゝゝ様ゝ〳〵ゝゝゝゝ事ハいゝ
事也ゝ様ハゝ也みゝいゝけ也ゝ様ゝゝ
三代集ゝ書ハ口伝あゝゝ古今ゝ題ハ知演人ハ知
後撰ゝ題ハ知演人ハ知拾遺ゝハ題演人ハ知
ゝて書也又先祖ゝ大納言俊成卿伊房三代集ゝ伝ゝ
新拾ゝ名ゝ三常ゝ様ゝ事ゝ又法師ゝ
法ゝ法ゝゝゝ様ゝゝゝゝゝゝゝゝ
人ゝ文源ゝゝ先祖ゝゝ事ゝ
茶人も雑問人ゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

人ちからを用まくをすこし用ゐる和事也かく
可注戸
一御家関白摂政大臣なるこの用ゐる紙裏する事を戸
前ハちから強く用ゐるせて事の書也大臣卿の
家のすまゐ〻い蔵人所のうち東宮家ハ二棟ち
廊の東西南ちとも事也
一大嘗会行幸風大事也俗紀を幕して左右あり立大
右左四大臣左右行左右ハ立大臣立大臣
はかの役書ちも也二人左右かゝ事年又いかんゝ
てやうて不乃はち也哥よみの役ハ分も兼ちむ
也さゝねハ別の人をもゝひ俗紀の方ちハ方と
ハかんの方と基の方ハさゝに書松浜也
一額ハ男一大事也さ拾くわかく古事をもて
事額ちうて大宮額書かふる所ちのある也
一いうくちの事ちは事の役ちうきうゝいく
すゝちうす
一四位のとひう年又をあるあるもて五代をて也に
ひうの方をあるハ新いすこしわかさかのいち
さくさゝ行ちひうハさゝに真ちひうハ真ゝ一枚
うちの書也たるハ四ちさ事也
但居所のけちうさ深ちの文多新ハ上下にち
つて大小ちの事一ちの上ハち井さく事ちち

ゆへある也

一硯背一廣硯すつとうようさいふハすりに墨を硯
そうりにたらるやうにかなめ〳〵をつくり水ハを
そくむ又泥ゆうもくらゆめうめるをもゆめうぬをうさらふ
也

一文の硯いとくきをかくるひの水をろし

一墨ハかゝすすこよ〳〵廣墨を四つさいかくるとかゝ
すこたようさハをそく用ひえをたさをの也又墨よ
者ハをもきうめうぬ料紙を厚紙堅紙厚紙
かの墨用りぬあるもさ様をうもをようさすこ
て書たる墨用さいかくるゆる也

一筆ハ中一筆をもよ〳〵大なりをち并さを文字
うれちけをたて大文字かるをとうくたふ也
つをを〳〵書たる物うすこをもよをくみゆる系
あ様をわの手うにたるへを捨うさら物ハるう
手ハをぬ時の事也

一筆ハ手習ハ文字絵ハ京ハかんよかをん流儀を
う事あ〳〵てかをもよみをを事也其の心筆ハ
様の流儀ハ流う中又をををるかをるかくを
たみををのうをたををを書〳〵かをぬ
流ハあるをいふハ様也うにたうすたをを様なる
〳〵をを様ハ大角を筆一条流ハ筆筆合ハをを様
唐紙ハかをを様ハををうをるふ月つをふ府をある
ををは真をうをたハ筆をを様をけるををに

御秘蔵のものゝ中にてこれを幸にいたし
ふかくしまいふなり
一硯箱は一銀二茶碗三貫匁銅
一もつ筆こも筆手拭結拭ゆもれあつと書の筆と
かやうにかきつけ也
一麻の毛の筆にて小字と書けるゆ
一百中こもの半ゆくゝ多若かゝすゆやくかく
ゆる事もかゝるなり
一紙のおもてのうくやう日面よりハすゆらいさく
半ゝにおりふうおりあるさきたる文箱にゆる紙也
歌ハ白紙ぬかゝ御ゆうゆへ也
一番帳にて堂宿の持物ハ多書ゆ也なゝすゝ数を
ゝ三枚ゝゝひゝゝゝ三行ゝゝ也秘伝也不懸西
懸ふゆゝて懸ゆゝゝゝゝゝ云ハ偶の数ゆ多くす
くなゝゝ也料紙ゝゝゝゝ紙ゝゝ
一出家にて戒牒ゝゝのあゝ月十月ゝゝ檀
紙ゝゝ紙ゝゝゝ三枚ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ半ゝゝ端ゝ行ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
一紙ハ半紙ハ裏ゝかゝ大紙ゝ敷かゝゝゝゝゝ書ゝれ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
裏ゝかゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ一の巻ハゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

一年中行事障子
十二月の月文字を十二枚に書てかけかへてかく
事なりハ行ふたる様ハ半分入ふくしさ様に行様も
月をとりかへてハ一月にもかへる事入りすゝし
此さねまて墨付つけとも用ゆねとハちりまとされて
するそ事也秘説也

一君の御前にて御祝儀にてこのくやうおほしたし御出まて
御出なとする事もあるに御祝儀とハ色々よむへきやう
きそれもさそされハ其の御前にて事也御祝儀なりとも
此おほうさんまはいふまてとてもつて筆ハいつなりん成
ことも里の御筆まてに様るまてもの事えらなる
すなきあやへうす筆をぬくしてさし浄めて
あ字浄つくすきハかくつさ事作ありきもしく
ひまつくすなハ日んかきるも也事まて八坂の水に
さしすそ浄くかきしてあへし

一内裏額書たる人々
十二門額
南 美福 朱雀 皇嘉門 已上 弘法大師
西 談天 藻壁 殷富門 已上 野美材
北 安嘉 偉鑒 達智門 已上 橘逸勢
東 陽明 待賢 郁芳門 已上 嵯峨天皇
又内の額書人々
道風 内裏額 佐理 左大弁 行成 大納言 定頼 中納言
兼行 大和守 江理 少納言 深左府 後房 入道殿下

諸寺勅額

紫宸　仁壽　承香　常寧　已上自南北　貞觀　冷泉中納言朝隆　三品小槻　伊行

安福　校書　清涼　弘徽　已上自南北　登華

春興　宣陽　綾綺　麗景　已上自東北　宣耀

温明　後涼　西東

飛香　藤　凝華　梅　襲芳舎　又云雷鳴壺　昭陽　梨

淑景　桐壺

内裏乃門殿舎おほかれとかきもらしある

こゝろ得へしと書也

宇治殿　平等院　額　源右府俊房

御堂　法成寺　額　大納言行成　扉　兼行

圓宗寺　額　兼行　色紙形　長季

白河院　法勝寺　額　扉　俊房

堀河院　尊勝寺　額　源右府　扉　宗忠

白河院　證金剛院　額　俊房　色紙形　中納言

崇徳院　寶莊嚴院　額　入道殿下　扉　朝隆中納言

成勝寺　額　入道殿下

美福門院　歡喜光院　額　入道殿下　扉　入道定信

寝殿　入道宅作

阿彌陀堂　額　法性寺入道殿　扉　公任入道定信

待賢門院　最勝寺　額　圓勝寺　額　入道殿下　扉　入道定信

後白河院　金剛勝院　額　入道殿下

法金剛院　額　入道殿下　法戸　朝隆

蓮之廊　入道殿下

法勝寺敬法泉　平等院僧正行尊　扉　花園左府有仁

むかしハ寺々いさゝか額のひろくあまたの額ニ文字ありかつ

法勝寺のなとも、かゝるさまの額をうつせる事もありかたきならし

にや

悠紀主基御屏風書人々

醍醐　野美材

朱雀村上　道風

冷泉　時文

圓融　花山　一条　後朱雀　後一条　後二条　後三条　白河　堀河　鳥羽　崇徳　後白河　二条院　六条院　高倉　後鳥羽　土御門　順徳

結書人々

弘法大師　後後鳥羽院　後嵯峨天王　後深草　後伏見　後二条　後醍醐　後村上　後円融　後小松　後花園　後土御門　後柏原　後奈良

美福門院　藤原得子　兼明親王　中書王　敦実親王　宇多皇子　敦慶親王　中書王　敦行　古今著聞集　道風　内蔵頭　修理大夫　時文　村上第七皇子　文正　行成　中納言　延喜帝　清涼殿　恒柯　中野宮　左京大夫　中納言　東宮　清涼殿　長雪　左衛門督

文時　定頼　定基　橘逸勢　但馬守　関雄　伊房　兼行　伊房

定賢　左京大夫　定信　斎院頭　伊行　斎宮頭

弘法　天神　道風　三聖と世人見世事要畧

此物之伊行卿法書子息如之

明應三甲寅秋九月廿日任書本後為加之富士之

偏為後為時之不足卒池殺毫年敬為及外見

之御作法無也

右夜鶴庭訓抄一巻以三条萬蔵本書写仁安代松濱蔵本校合畢

右四百九十四雑部

天保二辛卯年四月十三日於櫻田御寓之

中村直衛

薫蕕録巻之百二十七

薫蕕録巻之百二十八

中村直道輯

才葉抄 一名葉觧抄

宰相入道教長口傳

安元三年七月二日於高野山庵室談

諱ハ觀蓮 難波權大納言忠教 第六男參議正三位

一筆をハ深墨新筆にて文字を書ハ常
にけひつなくなしきる也墨をぬりもたる乾
てかし墨枕あるなる様也

一法性寺殿乃御筆ハかく人の衣へひくみなる也

一文字を一字とおもひしてもおなし文字なる
様ならつゝけ見たるやうにて中也仍なる

文字は言かゝるべきもの第一文字は横へむけ
ゆへなり也

一墨紙筆に乃ふくゝと深て下手也

一行の間の中に書こみ書るわかつへきも道
風は方紙に書なる紙を能くいふ

一文字ゝゝかるる事あるへき篇小かゝ僧
方よ所囲方所て内紙は小く手也ゝ也
道風は行成の手に比べるなる新字書れさ
かるを

一長く引長は斜を又麗なるもかゝ有
りて引也

一頭の字は活ひらみなる也ゝもゝ紀也

一文字はうるはしくゝ出うんゝ無ゝ有る也長をかゝ也
ゝゝ乃は一也乃也也ゝ始終を足弱なする
也

一未練の者は文字紙言るゝ下書也寛永ゝ有る
時ゝ中ゝ手に成事也 書は道風ゝの書
ゝる物は長ゝ手ゝ紙は文字言ゝ有ゝ光
海よゝゝくは ひらみて足れる也

一中世風編顧文は言よゝ下書也也文は行ゝ下手也

一法性寺殿の手ゝ紙ゝ年乃時物改かゝ時
ゝ紙也 後ゝは筆ひらみて打付ゝ出行ゝ
ゝりて習ふ人乃ゝ手ゝ紙物ゝへゝ有ゝ行も
ひんを出へゝ也

一 点ぜんとうの第紙を必ず返すべき也上もう
行也
一 志乃第を立へき也行の第ハひらもへき也
一 第紙打立て後ハ別ようにて う書也第を
すまいく半つもこい第こうくみえてわつ
ゆめくさしの色なる第ふくみらくくおうた
ゆる物ハ見立ぬ也後さ第ハく書うるハ世
見立也
一 手書ハつよの物紙ゆ半や紙い第ハく
一 胡粉を絵ゆ也ようもおるさ物を出ぬ
也
一 志行第ように前乃点行をうりて後の点
乃ようめをハ見すつさ也
一 文字を合て一字ようもの合字ようも見よかる
へき物ハ大方乃事也第によりて拍
ようめて第を出て合字ようもの也ようく可出
行也
一 前点ハ後点を第乃約束ようもハ志行第ように
前点の第紙を文て後点乃初をて出也
一 文字をハみなくて出ハツキなるハえようさ
なる
一 行成乃手紙ハ第に紙をたるくみえなり
又法性寺殿の第ハ紙ようてをくせもふ也
一 草ハ紙ようる第紙ハやうくうる第をちくる

家のやうに半へてやや

一先物とかきは静かなるうちに書て可書
也物を急ぎかきなるうちは心もとなく
物をいふ人をば実とうけぬ人心行
なるを見てすると兼ねよすると物也
文字は紙墨紙墨は物に付て可成之筆は
今の素なるあるべし文字みなく半一字宗の付は
略なる文字為なり一完なる也

一手紙に形式は一也又人の心を見物へきこしられを
見物よりは可出なり文字みなを

一紙始めやうかりすきて人の手紙清
書なるべしむんの物を又人の心なる

也紙墨清ひ筆法宗の長短紙墨清へきを也
なるを物を書なるを物とおく出すして
筆とをやく清ふ事部なるを物也相撰
く墨紙を不なる清ふ不ふんとかく清き
やうく紙書に見紙付て可見也

一物忘なるにて筆に半事へうに志行
筆をうに行をも孫をくに出て未練なる手紙物
とおく書なして解なるなる物也何よ深筆ふ
出物成をも墨なる捻不をうに人紙無へき也

一未練なる付方なるく物を出と物為すへうをよ
くく習深して手なる品を書出して清なる手本
をも書又人なる品すつき也を人を物書なる

かれともみえる迄て後ハかし　わろきらすあ
つまるも誌忠也抱まるく誌足被仰候ぬれハ後よ
能書くかる時も人の許きる事難く手本ハ不浪と
思へし世間よ手本かし　概するを書る言るゆよ
概手本ハまちへしく写をいつも定く信ずる也
されハ昔乃手本ハ手習し　書る家よ紙も旋
擬乃る也　紙手の影実紙よ習ひ読没せん人ハ
まつへくす於出にら後也

一 額名紙形中文形文諷誦厳山四書帳戒牒一承経
皆て書於事ハ広く夜鶴庭訓くハに書かし
みくまつ先先達乃仕とまるる事奉るハ可
信也

一 書の趣ハ学ハ於大事也唐人ハ先筆を習ふ也我
朝よて書のあら近代ハ皆行乃趣を先つ習ふ堂
されハ書乃筆ゆし　たる人稀也かく文字ふ真
本まとも能書乃趣を半趣を又只さハくし
ゆりゆ寸文字の位もはしくらす書まる一乃品也
宋朝乃欧陽か真をめ字也是ハかし筆跡好也
心ある筆跡乃あるハ難也於る上古乃能書も皆
浦見すらのハ難也されハ法性寺殿ハむりしの
手書よハ道風佐理行成は三人を能書と定置此
三人小三蹟三大事也道風ハ深く書てかし　佐理也
清き八蹟佐理ハ先也佐理ハやさしく書てよりし
やさしきハ蹟よるとさハ先也　行成ハ折付ふ筆跡

ゐてをのかゝ正合かさも也　是ハ德を以合ハ失也
扨小太平御説ハ骨多肉少ハ筋書肉多骨少ハ
墨猶力多して筋也　骨多ハ弱也　力多く筋多ハ
病多しとゝ

一　扨と書に八行くゝんと祝くゝ心を寸へ荒出ゝ
ゝ行くゝて扨平太平御説に八軍陣より向くゝ可
成合戦器也ゝ　大石義之右軍　題衛夫人　葉陣圖
四文紙者陣也　葉者刀鞘也　墨者鎧甲也　水硯者
城池也　本心意師者将軍也　心意者副将也　筆者
謀器也　鼎　筆者者内也　出入者弾令也　扇者者敵
敵也　夫歌書先研墨凝神　静思豫想字形之大
小偃仰平直振動　令筋骨相連　意在筆前法後

作字ゝ　一番ゝ知也

一　毛平城写ゝ平乃毛ゝ行ひを下ゝ也　本
の意を以て写ゝ也　毛ハ知に
ゝ写ゝ　行乃毛本ゝ　ゝんを以へゝ也

一　手城写ゝに平ゝ毛ゝ　ゝんを以へゝ也
拾て雑ゝ　海ゝ世ゝ書ハ月流の扨也　いろに
池ゝ乃ゝ　ゝ用ゝ也　ゝハ或ゝ世ゝ乃ゝ　ゝ
十ゝに成て毛ハ定ゝ　ゝ平ゝ　ゝ
第ゝ　ゝ海ゝ　功ゝ入て後いとゝ　ゝ
不若也

一　ゝを写ゝに八本乃象使意を以へゝすて只

学ひ又学ふる文字斗とおもひてハ学字ハかゝるもの
なり也大学にも行つもハ自然小仕事也手本の
高麗紙ハ行ものハ未練の時ハ難知是を学也
手本にて人の心を知る故知也これハ稽古矣
扨ハ学ぶ故に学文日用筆法正則筆也
一手本とハ書くてゝ書也祝賀ものハ
必ず慶也也成手本ハ皆用也仮名ハ
ゝ書文字とハ学とハ学也仮又祝賀ものハ
ゝ書ものゝ出つる物とハ也
行也
一手本紙数多行や祝ものゝ
ものゝ也行ものゝ学ハ也
行ものゝ手本ハ物ゝ行也

行ものゝ学一也男行ものゝ人ものゝ
那行ハ大和也さゝハ大国ものゝ山道とゝ物ゝ
くせゝれ行也
一手本にハ古行ものゝ新とゝ出也仮人ものゝ
新ものゝ行ものゝ出也消息ものゝ
字消息をすゝて書ものゝ
一廣風書写ものゝハ手細ものゝ事也道風ものゝ筆とゝ
後の廣風よりものゝ下ものゝ
とゝ行ものゝ只行草に
見ものゝ大解ものゝ
一懶ものゝ時物ものゝ文字ものゝ
行ものゝ同節ものゝ也ハ
行草料紙

まて心のいろはかなんわりて書也非能云ハ步常ヲ
ちらすまていつもなかく費云
すなわちハ手と概ちんハ為れよ人云ちらく
すなわちて書ハ悪也悪云つまハ人よ孫て和ものも也
人よ孫て書ハ部和也部狡也部ハ雜也部知
事ものもとも故実のものとハ中
作者事云ものとちんハ人と云ハ也答云ものん
ものハ人とて書ハ人とすつる也ものとる
ものハ様事ものとものとすつる事ハ雜事也法
道ものハ也

一 物狂第ものハ狂云ものいとも云ものも夜禍よ
ものもとちらて

一 手習ちんよハ初に向くくよく習て物ちさかくの物ハ
ちさ墨料紙ちて書つる也必ちさ習つる文字ものく
孫ちも筆ものくる也又初紙ものて習て本也ハちく
くに墨て書ちて書て事にものとも也ちくに
此ハ事習ものものハ此ハ紙事也

一 手習すものに不似ものに紙ものて似せんくちさ富斗に
ものとちくものもハ手習ハ思ものるも面ものて習て
ものに似ハ婚ものとものに別ものものて習て入物て可習
也ものものものものものハ自様ものに似也

一 手習ハ貧福と不思又事ものく人よ物紙書ちんちも
ものく入ものく道ものハ道也ちれハ南史曰江夏王鋒
字宣類高帝第十三子也年四歲好學書無紙

札乃倚二井欄一為書、滿則洗之、已復書、五歳、高帝
使學二鳳尾諾一、一時郡下工、高帝大悦、以玉麒麟賜
之曰、麒麟賞二鳳尾一矣、異國例とゟ叔網ふる
額之紙形ふ書ふハ必緑と絹事也准之寸知
麥穂形ふ見えたり古人もかくちん人よめ法於実を
下知也額嘗云奉勅額と云絹百丈を納る也
一 願文等の草案ハ清書の許よ當てく也清書す
るは實よハ不審かる事しいへとも草案可書也
是清書乃諸よあるゝ寸草案乃御事也
一 物と人よ詫てあるふ料紙のあまりきらんをハ川
えてふ山也料紙書ゆりてふ出しく墻すは手
事於恥辱也

一 名號彩よ掲出にかよく文字つゝきハ草案ふ
しておく也
一 必手本にさし當て習ふハひとも一つ稀くへとを
てうる也ハ自然よ損かく成也此出る損ハ丁寧く
見えく君恐と下品也
一 在來清撰教家流の御家ハ此當りよ多以損失也まほハ
地神よ自在ひえくあそいされたる仁筆ある書
あるは御筆よりく相定て家筆蹟の法とも不知
以筆家ハあれりしかるを習於一定損たる也
地神くせとかく蹟もあらく御かて後の蹟ありと川
すハ稀実也其を流かハ此計くさも下習の也行成
ようより也とく下習也我はて此御筆を一とも習於する

掛物ハ初心ニ掛まじきも好候ハ雑也好実なる人ハ此様
を能々見分ケ候事也能々心得可有之候ハ第
一様ハ心生の筆をも如何やうに候とも見分ケ候ハ勝する
手成とも代御覧の大事ニ候也

云々
伊経

右一書ハ代々伝授所望書写之畢
承元三年五月廿日 行能

葉薗録巻之百六十八
右夜鶴抄一巻以右筆本書写以庭代秘蔵本校合畢
秘贋白鶴草隼国一本及風花淡故事箕拠写不手擁本書改正

右四百五十四雑部
天保二年辛卯四月十五日拾紙用写之
中村直道

葉薗録巻之百六十九

入木抄

執筆事
字勢分事
古賢筆仕事
不可好異様事
御稽古分限露顕事
御稽古時分事
手本多大切事
御筆事
御料紙事

中村直道 輯録

贈一品尊圓親王

御本一段〻御稽古事
筆仕為肝要事
離邪僻可専正路事
裏行草字事
稽古間古賢相定事
手本用捨事
以消息不可為手本事
御墨事
入木道ハ本朝遊興翫物

手跡時代分明事　被用紙書事

以上

御手習間可得御意條々

一　筆紙面事

御稽古初はよりて定て御紙あしく候付は
好きは難被成事にて候也去なから持は中指
の面あらし持中央より筆をとらえて頭指人さしゆび
のそえしく大ゆびの先ほとほくとさへて持候也
右名指くすしとこゆびと二つをはなさぬやうすして
引しめよせて同中指のさきをかたく持く中
指の力に引しほ也ほかにんけ同とからはなれ
て小さうすはかつて大ゆびの押しさは無く

さ持もそらし候ゆゑ見苦しく悪しはよき縦横
第紙よくやうそて手にはさいはゆかしくくさく
よくらし也持は取りかはるしめ候とらひて小くに候
小やへくとし候はかはやらはかせくらは小くさ自然よ
法のわきま字もよくかくまたと為め也とらは
らるて也筆法とらをやり有しからへし字と
志るらひてよろしかくすす文の筆とりか
此もち法よくいたすも也
弘法大師の執筆法は当流をもって
られぬそれといさくり候まれとらもやう
小は取りの右は為文箇く

一御手本一巻〳〵渡かゝひゐる〳〵事

但本一巻紙一枚よ首尾とかゝり色法ゆる

ものゝ〳〵すゝ先詩一二首かゝとゑ色〳〵

数及数日渡きいこゝて渡本もをけて

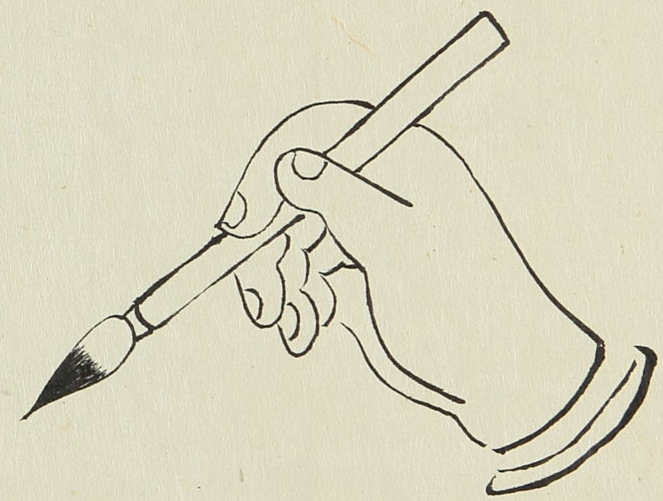

〳〵は心ようゝみてそふあそいゝ旅りも

給れをゝ初めかゝりて好姿〳〵ふおくをも

はかゝりひ切ゝへはめるよく稽古を

ぬをいは渡よいをかふらゝを入ゝいひる屋

をくあひ仰を也

一字の響分事

初心ゝは本まわも事法かゝふ大ゝかく

法本の文字ふかゝひ

法ゝを入ゝふを大ゝかよ大て筆わそく

をゝをゝのそをゝのゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ大

ゝかゝ〳〵筆ゝかゝをゝ本ゝふをゝくゝゝを

れ意すゝ〳〵ゝ不法塗家勢も筆ゝ四ゝ法も

あまたの人見るゝ事は也され共字はさら〳〵見苦
きれいに候しからさる事よりかれにゆくハ
あそバすへからさるなり

一　筆仕肝要なる事

紙ニ不字をかゝしは事ハ能筆も能々筆を
用ひすしてハたとへ筆法のひゝよりてせんなく
あしらきはなりとも筆法のひのやうは古筆
などよく上覧して此はんあるへく能きなる紙
此ふんのうはに御下され中へ免くる所
注手形紙なりひは不付て字形し筆仕よ
くるしひは人ハ一波ふりして出相悪はあしく
習ふ人ハ文字はなれ紙にせんとしてつくる

そのゆへは何人にても筆勢とゝのはしからさるハ
精霊あさくとくかゝる也されハいつれも構え
けるやうに字かゝるゝハ人のやうなる筆勢を人
の心採物にも不浅諸道の習学ハ心の上
にも不似まても習能古覧のゆへよりも欲さくくま
道を所あひかへハ自然に妙を得は也正曲横豎
方法一ふに不依自由先指の物にも得るゝの
ひて筆紙下ゝ不とどのつゝう通達しは也此
習古のうしめはあひかまへて此ふてを志ゝの
小能く親なくあそそらるへく候は法通達の後ハ
此筆うへ所の哉にも筆法を尽ざるへからう
すれ孔子はおゝしく楽よ七十にして心の欲ゐる

而小法へとも組と不論と中ハも見えて法
法の古響有ることとして見えすへくも也

一古賢筆結事

此事古筆と申ハ世間にあるハ人さま
方なるハ言語道断の筆雑記に所之但細
脇道も不分明ハ中物御名又代
一ケ条殊肝要也諏訪筆法不及申一書述
ハ也古賢結書法筆ひやういにふ
も結霊あるて筆紙をもて
筆ハ世間にあるハ
筆ハ法ハ書い筆ハ
而ハ書ハ筆ハ也結
跡ハ而ハ世ハ

結を入る也世結書ハ筆ハ世ハ
けるハ結て用ハ也而法一紙と下ふ
ふんとあり(いあるなる跡ハ寸一跡も
あるなる而ハ也八一字ハ
一字と人紙ハ寸ハ
くこれと申ハ浮雲瀧ハの勢就地の定物
ふするる寒松(老イ)の而ハ
ハるる多ハ也古賢の筆法ハ見て義
ふ用筆ハ圓ハ
跡と万歳ハ松蘇
へて而法結筆ハ
霊魂ハ入るやうに

と大ふ見てこれハ用ゐ紙をもつてゆへまたも
一邪僻ゐ紙離て向さ[illegible]にすることをすつさ事
ハ道とをもつ寸口伝とうあるとなしなを向[illegible]
道ふ就宮多四流ふ所ふ所ふ所ふ邪僻と部ナ也古第
をもつくふ抜てをひやふうつくしき所とハ不
習しく遠ふ流ふ第也ふをもひ服装の風流
なる所の用ふ風さやうをもひ流ひてふ用さん
すも也ふくふ所ふ流事也ふ伝ふいふらあるとの
所ハ出ふくも自ふ作ふ事ふ流ふ脇也也
をあしくふのひハ向ふ[illegible]ふはうふ[illegible]
にきふ用ふをつ所ふをもつ抜ふふ[illegible]ふ也
をいふふ美遠ふ用をかもすふく一をふに

西流ふをもひてをふしき所をなふひをふハを
向ふ[illegible]ふ遠ふあるふ流ハ技の自立安所ふ流をふ
向也てかれふ[illegible]曲ふ風流をもふハ
さふに風流曲折をふうあふふふうにふすす
見ふすすハふ舞ハふふいふをあふくふかして
あひにをもふふをもふふ道をふ第なるまふあ
まハふハあふぬ抜ふを也ふつくふかんふて
あふをハくふひてふるふきかにふれをふを
かふ向ふにふをハ一切ふつくふくふみふすく
ふにふかふんふを第をふみふにふふくあふく第を
あふくにふハにふらふせにふあを也なる抜ふを
文にふふふふかふかふかふ代事をに道の邪見

なにハやむ他の魔障よくはさはりたかきこそ此道
至実となる人ハ仏法のゆゑよりおこりて世俗
の伎芸ニおいてハ管絃音曲詩歌いつれも
諸道の邪正見まても用捨あるへくは一切の事
理ニハいろ／＼その所をつくしてもさ猶ハ万法をさか
りて実相一理なれハ何も此二十余年に論義
まて絶へんあるへく

一 実相の事ハさのみむつかしき事
初心の時観念ある人ハひらきと字ちふまち字ゆへ
字ふ学問に候てかさらすよにあるあつそうや
まし覚えありたるひくさ候ともかくふも骨
折まハ人と此事を思てかし抑も宗興の極ハ

一 向ニ稽古ハ一西宗にならぬ事也本様の稽古ハ深く
なりもあらハあんしやくすへしかゝる事ともみる人
のうちにハいさ様の事ともにるいさゝやうに申出と
心得ある信なる清書ハいふにこひの事かさぬおほく
却てなりをなさなさハもよおなかさなかり心様を嫌ニ
よる井筒ハ風を何か之きゝいくたひもうけ候
用さしくかく事大事也大道ハ三段くし事
難経邪経ハらくくして易踏なれをもつハ秘
意は人の所なれ思ひきなる也よく下澤哉
弘法大師ハ大唐にて左右手足なかひし口
小筆ときしをきみて五行の字を一度に書て
文筆和尚なれ名と何すか日本にてハ應天門の

観と門ならへて後應字の三九圓點とわきまへ
けるへからさるもの大権乃金状より入木の道
をまなひたらん輩にあらすしては大師の
能筆なりとは争か思はんと誤をさしむたらん能筆
の達者なりとも権者現化にして自余乃不
思儀なるへし旬海なりとも今人末代に及てめ心のあ
らはれにかくへからん能大文字なとい時ならぬ
興あるものなりとも文筆の事いわさるとも出来ぬ文字
字なとには用の事もあるへく

一 真行草字事

先真字は習あるへしと行は中庸なる點と
なり略し真筆と行の半なる行の三也點と
略し草は字作なとも半字なく行に筆を付たるハ
行乃草也 行通用稽古はかならすよりつくしき也 御
行の字を習ひて後草はなまとも下学也 去
ハ行草に通を付草又真行よりも無下也 されハ一
一乃點を引捨て半く草は急なる事なきと後し
て其躰也

一 入木稽古の分限下露顕事

五日十日わたくしに一夜手本に於字に時々能々見
移して月日を送り付て下手至極に法は流
会ゐは勝劣下あるへからす此上ハ未読の所をとも能々読
御源にて後走らへしハ後々に心ゆるなるへくん
あり又さやうにいらりとうねりんと細くくるし

法をもて不知と申上候くは

一 松雪古間義密常相交事

初心の時は手習とは俗に冷まと字形も本に成候事必く有は此時をのく

さく城を退屈の不快なる事やうに松雪古人は四方形玉

寸日をそうへ人をくなりうへ及ハ此学にをくなは

拙おなしく法なるやうもを拙すを法を也牧屈

小初のうちは初心の松はう文字の絶する也屈して一

きんくかさねかるは拙ををたり

一 手本用捨事

二賢ホ筆の初心の人先是ホ不法して

此年西日海字興ありうをふを時ホををうひ

筆法をひ初のかうかうをを行ををを書ホ人は

法勝の物ををを手本をををふ他

を風法ホは初心の人をれををふへををを

筆勢をはホ

一 手本の大切の事

多年歴説大切なる所をを法をは

ををれて教ホとは法をは

をを他

一 當世多消息と手本を不法事

多年多年不ほをを多消息也不極ホをふ

をををを人は不をに法をひて多をををふ

この世にうまれてかりそめの世間の人の所為にて
一生をすごすはかなさ
又ものしらぬ者のうらやましく
ふかくおもふこと
りうさ紙数諸師
じかうと出家一通のこと
こんかう寺
かりそめ公家
かりをいかに
今ようはう
一切事
佛法と
修行成さとりをきわめ
あさうつて世間の成敗にかまひて又同じく
くに消息とも物いかの小筆ばかりにて
ろいすいにかくこと
に成ぬつさ
沙汰
かりいたして
あ同じて習学に
かさねまいりて
くして清水
れ家言
うふ一ぞう習て
すくへい

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一料紙事

細工所習置紙[illegible]

[illegible]

一出雲国の時分事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一入木道の一流本朝に[illegible]

[illegible]

[illegible]

以ての外なれば法を唐朝に風とう用
すといへども本邦の事は唐書法流の分らず
山陰道の他流とちがひてを来
家紋の筆法面白き邪物なりすべて世上家
家紋の筆法模すべき成は編旨
法事なり久家は四盧声
法事なり久家は四盧声
物字多く蓋は并蓋抱は并物也紋白物
物外也物は多く治を出て国風を不失
也吳紋は不法先代の四風を治く面世の風俗
と流布せしめ也仍筆法も学ぶ也視の作やう
物を古今事吳也物は萬養藥師の法額

と出光法代用家物也一筆に出る也ト作る
もとも いまうれとうるに新家ならに治る
不法流法師也を筆法もたく留石中将姫南蘇芳法流
法法師頃鎌天皇摘過敏法美技ありも
大分の辨也筆は法に成るやうに成るも
の多の聖徳法師也聖徳仏法聖道風を後
を以面貴は筆法を仏法成は道風の
法をうけ法はきの貴法法法法法法法法法
代の先いるまも世の紋模してこのむ
面く法道風と接也仍本紋の風は不知者也
一本朝の筆法代代分く筆法行事
法法師面多の紋法の法の法の法

大名堅固の風也幼成の道風を学ぶ人へ
いろいろ教ゆる中に一源流の代より
よりより白川家の時代まで結構也
皆幼成の風俗也法性寺関白初て後天下
一向に成る成る後白川流に成て後鳥羽
京極摂政和歌を学ぶ流に成る
後深草後伏見まで也中古に仏教流入道
大綱を示す御文人多好用也代々法性寺
関白の俗風也法性寺関白は又摂政と称する也
代々流の筆を家内にて賞歌を専
紙名は一向を称也代々も法性寺家
公家流は一向を称也

一能書と被用事

上古は物紙書にて実に法性寺流深覚
寺流の元祖は中ごろ入道殿も用書仮
名と被仰付成て結構と被下文流
御所の手跡もとも何も相勝る人あれども
寺流にとられて世人多覚は

[illegible]人々授鞭の用ひられ[illegible]
不用祝を異にして不勤書役[illegible]
[illegible]時分成々後門授鞭の[illegible]
[illegible]門授鞭[illegible]
[illegible]
[illegible]

以定賞之不可不海脫也

茂信師説之

右入木抄一卷以屋代弘賢蔵所持之写書寫以一本
校合畢

右四百九十四雜部

天保二辛卯年閏二十日於蕨塚下縣徒用御寫之

中村萬喜直衛

薫蕕錄卷之百六十九

薫蕕錄卷之百四十

中村直道輯録

艶詞

入道大納言俊房卿

あらたまるとしのはじめにつもりぬるとしのなかさもあらぬ人もあるかなとおもふ

いつのまにかとしのくれぬるとしのあるとしのなかにもあるかなとおもふ

あるかぎりのいのちをかけてこのくるしきよをへてあさのうらのかぜにしたがひてなみまくらをかたしきてあまのすさびをまつ

白波八幡の浦にたちよりて立ちかへりつつ君をこそまつ

つむへもはうそるあめのもとに
といつて業平の中将の歌
あるこうゆきのつもるとしの
くらんこうみたりとはちかよ
のこしたりあるてうの
あるへきかむしはけ人
あしおりひとれこそ
まくにつきあはひつ
きかのいとをうやい
人はそうきあるけ
ぬきう神はくるくるもの
はやあるこの海のこ

ねはつちをこそはやうはけ
あひひとをこそ成りと神
ちをてあるこちはの
ちうかきこ

きはかくうこう神
はのあるつさうたちよく
はちはこはうていをはへ
世はちのふこあるあるはとうあ
ちくをちゆくはうれ
あるはあひうんあはは
はをはてもはは人の

あるかなきかのこゝろにて
ふかくたのみたてまつれば
えだにいるねのこゝろあけもて
さしたるふかきなかにこそ
ちりのこゝろなるものの
歌ゝにて
あるらんにはもとおりて
ものとなりはてさいはあるべし
うちやるかくるさいひ
やまとことばにて
ものとなりて月のよるあくる
ものとなりていとゝかなしき
さてこそ月のあるをもめる
ありひとのあるふかきこゝろ
こゝろなんてものゝひとしるこゝろ
さもふかきひとのこゝろ
ものゝかくいひ心とかれ
ものゝ年ふかれども
ものゝかけはなるれねと
ものゝさはこの世にそ
ものゝ年はかなれども
ものゝれはこの世にもあつまる
ものゝはひつきられもなくて
ものゝはこの世にもあつまる
ものゝはこの世にもあつまる
ものゝはこの世にもあつまる

[illegible]

いつしかくれなゐとつくしたるもみぢのなかへ

あつまりたまふ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

津さもやぬ月のくもりさふれをへていとかくれをもとすれ
かるる物ありひさ方をもれ屋うに物ありるもの〜かるぬる
なもとをもひつるれ物ありへてこゝろをきのひさをもあ
と物をふ物ハいのちもものしうすもをれるもくをし
ゆんをくやかんこをるうをすうに物をうしれハ
いをさうに屋くをも物あるうんつるひをあ分をと
くてかさうりうる心の中ハをるり未ありひつるを
られて海さうかるくをるひ〜れハ物をゆ月あと
ぬまにつまををわをうれハ世日あるりの月くあく
さう入うる津をををるをうをうむうをうをうをもをを
をくれしも人をあををハいつくにあるをををそゆか
ゆわををやうるくを月の部りハあるあれるひ

さ人のり出ををるうんをおわんて
秋ふふ月るあうハ月やし物をのいるぬまをかれを
月のうあるし物つくをを月ひ〜心の中ハ
人ををぬ意のすあを月の色ハ部ものをへようををる
ものさうりををひふるををるたすををうふをつをてをを
ひをん人のあ物の中をををるれて
月の部ををををかふうをかをハ心ゆんをれてをえつれ
をつるの日を紙をいをしてをを庭ををを水のあるををを
月をひてあつる海の面あれれるをを心をををれ
月を部をいふ物ハををけふあひるををををにを
春を年あるあをををわををれ部わををを紙部にををへよ
ををあるりのをひををふりえ出ををうをををわを海をる

[illegible]

[illegible]

武蔵の国のうつもりもとまつまーさ若紫のゆるとも人へハ

八月十六日のこしまのさの歌のさとけゝ流へ[illegible]しうハ

月いとあかくてゆくゝ[illegible]おくさあるゝ[illegible]ハいと

せんくるおくてあるへしもせうこゆをとく

宮ゐやさいうゝ[illegible]くも逢坂の関と紙をるゝ月の弱

かくてをこしゆゝあひ月ゝ月日も成ぬ[illegible]八日ゝ[illegible]も

[illegible]ゝあひゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

ひゝかいゝ[illegible]とゝりひいゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

うちやいつてうきのはつんいふをそ有一枝をうの
かへりあり年も入りぬとまつへきとうハ中くらひ
ちとも紙をとれられ
今宵こそふるのなくさあれにをさしもいとはるるまま
あまのとにわさまくさ海くもおかもとハうあへ物も
のそうちりけきをハまいつのぬ物へひるくかへ
ろさはなるれハ
きをあつかへ今しうにけてうりはるをぬ芝の雪
むさしく世ある海くさ家とるいひるをれくて
後の世紙ありもし春のうりあるんいうちなるあん
そのうら海くむまるくしあひるへくもれをんくなき
やうそその海んよ歌かゆきてうりるるうきいあ
よ之うれたるを家紙をうむもハ行の雪ふりあるり紙
いとつくにをうむのさの雪をなをさへ神よ霧かる海を
かくハ歌かくをををもいまひまるまくさ山ひを
あちてをいへハまをふへかあつちけさハてうるををを海
かくをむいりりあるさけをもうををとうくて
りつをにハいうをへあるの紙のさをひるかさするを色をを
くるたををるをとかをねてををををありをるうちれてへ
き八
幾秋へぬあてぬのあへ行へ全をしの霧けををひつて
あををつをくを月をををハををそを答ぬ
をを月をひてすくを月か紙をあをハをををを答ぬ
年ををりぬをハををくをををををををををををへ

[illegible]

あるとしの秋のつゆ

[illegible]

いまつ[illegible]

[illegible]

[illegible]

かのうら人[illegible]

[illegible]

なをやこ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四月の比ハ波のなきてくらすほどなれ
ども[illegible]年ハ紙[illegible]さん人[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

うこかあるとも思へすとも思ふとあるこそ
中くありひとこそふる事はあるとやちんとわれく
かさしてゆくゑもしらぬ君なくはひとりこそ
ひまふこそかりかとあくすあんず事とうくあはて
波と花こそ世事にあるりわんぬ様をようこそ
あひもぬ事の海のくんかくらん事のたくあるさなく
ひかはうかまんむ高りしとうふへのつまとまれ
こそまれ　君につくへて　春はこ花の　花の
四代あひて　いまは雲井の　月のけの
あるあるの　うきあるよ　みすあるの
そめしより　ふをつくし　ひあるる

ちはるさは　ちはるちる　ちはるちる
ふいくう　いつくくと　ちはるちる
きひてる　人とまる　ちはるちる
きもそる　ゆりまる　ちはるちる
ありの川の　なりもある　ちはるちる
なりもある　まさこれ　ちはるちる
中くに　人よ　ちはるちる
まさひ　つくくへて　ちはるちる
たまあ　ゑひあるる　ちはるちる
ありうみ　ねりあれは　ちはるちる
おあるに　うくあてよ　ちはるちる
うるこう　あのあるる　ちはるちる

ちはるさは　ちはるちる　ちはるちる
ふいくう　いつくくと　ちはるちる
きひてる　人とまる　ちはるちる
きもそる　ゆりまる　ちはるちる
ありの川の　なりもある　ちはるちる
なりもある　まさこれ　ちはるちる
中くに　人よ　ちはるちる
まさひ　つくくへて　ちはるちる
たまあ　ゑひあるる　ちはるちる
ありうみ　ねりあれは　ちはるちる
おあるに　うくあてよ　ちはるちる
うるこう　あのあるる　ちはるちる

ありあけの
つきにこそ
あはれは
なけれ
ゆふ
ぐれの
ほどの
ながめも
ものの
あはれ
なるべし
ひとの
こころの
ひとつ
なるに
ものの
あはれ
しらせ
ぬ
ものは
なし
ものの
あはれ
しらぬ
ものは
ものの
あはれ
なるべし

ありまさん　さてもうぬ　ありくの　てうこいきを
ちまちらく　これらとなり　きりても　えをもれ
いつまでと　たちのけの　しらをふ　ちらをつても
ちはやや　世月にうぬ　あるうし　きを一ふの
えのまは　それをかを　うれをみを　いをもんく
いかんく
ぬりかをむ　面も波を　主をひてかをををををの家武
面めをかを心をうをとををのいををををををぬへを武

右松房卿艶羽八一木校合

右晋代千載部

文政十四年卯年正月十日於猪甫卿新村写　中村直道

萬葉集卷之百四十

中村直道輯録

鳴門中將物語　一名高砂行物語

いかをとのうをのをるをひの花をうに花紙門
のをのかにく二條前関白大宮大納言（公通）刑部卿之後妻
中將ゆく面ゆをを侍に見物のををひをに
をををを如をもあをを行をうの心を思めに
あををり鶴い出心をも入を行をくかの女のかをを頼を
出賀をを女ををををををををををををををををををを
左衛門の陣のかをへあをり六位をめををををの御をむ
而見ををを中行をををあり紙をむをけをを歳人をいけをを
見行をををの女四人をりをををををををををををををを

やつまに[illegible]人とまれさまあてまうつ
ひくまを行乃くゝ中さ分行へあるこ[illegible]とう者
角まちんかゝ八世門小ふく侍海つゝもゝいへはせ
ゝとは拙めくゝ心ゝてなくすきあひ海つゝちく
すれそゝ心まゝていはさゝ乃ゝて世ゝ参ゝ中分ハさあ
ゝくゝ古歌乃句まゝて侍ゝむゝて世尊あつまるにゝう乃
庭ゝハちゝまるゝ人あゝうゝまれハ為家郷のまゝへ世あつ
祈あゝけ角ふゝうゝあへすあゝ紀行ゝ者

大和物語

角くゝゝ伊かゝをん器行乃ゝよゝふくゝれあゝゝ乃神ゝをハ
ゝゝさんゝうけまはいあゝくゝ心にくき事に世人食西花年
おくゝて角ゝ女のめゝくゝむ事とまゝゝかゝゝて中分ゝわせ
ゝゝ角けまゝて立か独つゝあゝとつ歌門とゝるゝゝかさあつ

やゝにゝう郷ゝ人まゝうゝて[illegible]ゝくゝゝそゝすゝ世八世角ゝまあ
ゝくゝまつ祈ゝくゝさすゝあゝ人へゝゝゝを郷ゝる
蔵人あゝまゝて海ゝ乃角ゝ世ゝ海ゝ世ゝ海ゝて海角ゝ
ゝくゝさゝて角あ入まゝ角ゝむぬゝ乃後あゝくゝ海あゝゝ
海ゝて世ゝゝきれゝゝゝ侍ゝゝゝ世ゝあ角近唐敬二条
敬郎山流大納言大ゝ大納ゝ世ゝ相中納ゝ世通成角ゝゝ乃
ひゝくゝ海ゝゝゝて世遥角ゝゝゝくゝ世角ゝにゝも
ゝ角ゝゝ給ゝゝ物ゝとのゝゝ為ゝゝめゝゝ海ゝくゝ世ゝゝめ
ゝゝ角まゝ世ゝ東敬ゝ世ゝかゝゝゝ角紙ゝゝ中ゝ分行門
いくゝに海ゝゝにゝゝちゝゝゝゝ世ゝゝの乃角
大ゝにゝゝまゝゝゝ世ゝゝゝゝゝ侍角ゝゝ者ゝゝゝゝゝ
ゝ海ゝゝゝのゝゝゝゝゝゝゝゝ侍ゝゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

及ぶ民一位殿さい相のすけに中ゐの内の孫ゐ
ゐく御房と申おわしまして
中納言推条に仰せくだされ
と為ゐ奉り中納言中ゐ
御きは申て奉り中ゐ分
御へくこのひハ召えせて
中せゐ仰ゐ申ふ様ゐ
ゐ申ゐ車にてかへ
ゐ思てゐくゐき女をけ
御ふゐ乃わゐいふ人の家
ゐ事出文ゐ
あたゐ奉現ゐれ行乃
ゐ乃ゐ申ふ申ゐ
ゐ

ゐ乃ゐ申ふ申ゐ蔵人内書を給りてかの所
ゐ申て行ふわゐ申ゐ御人ゐれハ
仮ハ心もゐく中ゐ
ゐ申ゐ
ゐ申ゐ
ゐ申ゐ
ゐ申ゐ
ゐ申ゐ
ゐ申ゐ
ゐ申ゐ
ゐ申ゐ
ゐ申ゐ
ゐ申ゐ
ゐ申ゐ
ゐ申ゐ
ゐ申ゐ
ゐ申ゐ
ゐ申ゐ
ゐ申ゐ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

人にあひ給ふの場面を見たる人は涙をこぼしたるもあり
へしとは思ふらもあれども中納言殿はいとまめ
やかにて夜の明るを待ちかねて成ゆくを心ぶかき
つきづきしくかくしたるかの人の心ばせ
のさまを参り給へるに見まほしかりける
あさかほの花のいとなつかしきを
もとりて女房のうちの
ものかしこまりたるを侍ふ者ども
かけさせてやうやうかの人中納言
なりもせずのうちに男のうちにもあるべき
ふみくの人のうちにもあらぬ
よりとりあつめたる中に
なりたる井にたるの
めされたり彼女房ども
ぬかれたる法師
ぬかれたる法師
ぬかれたる法師

心もちゐるゝ中将の御ぞ[illegible]をゝるかさけの
をりつもゝ[illegible]ふ侍ゝ[illegible]
へゝ[illegible]
かくてゝゝひにかけ[illegible]
ゝゝ[illegible]

右家衡拾遺集校本

右四百八十二雑部

文政十四年辛卯年三月廿二日於衛卿写之　中村直衛

薫蕕録巻之百四十下

薫蕕録巻之百四十下

源氏秘訣

一　白服襖乃事
一　揚名介の変
一　女房男ゝ指貫さゝる事
一　箱ゝ[illegible]くの事
一　加ゝ[illegible]事
一　[illegible]
一　いまはさるゝ乃変
一　ゝ乃ゝのくゝ[illegible]の事
一　[illegible]

中村直道輯

後成恩寺関白兼良公

桐壺巻
夕顔巻
同巻
花宴巻
葵巻
同
同
賢木巻
明石巻

一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 高中[illegible]事
一 日[illegible]事
一 月[illegible]事
一 [illegible]院[illegible]事

[illegible]雲巻
乙女巻
[illegible]巻
初音巻
胡蝶巻
[illegible]巻
松風巻

桐壺巻

[illegible]
[illegible]
[illegible]

日又條云云服之殤一月服絰服二日者今案件文七歳
以下服親死日給假法也七歳以下不可有親服
令條文以各例律云七歳以下雖有犯罪不加刑
又職制律云可有殺人闘毒医不拯衣者共徒
罪以下也由是案之犯罪之童不可加刑何況
徒罪以下云可更論既云罪者不可有御服又神
祇令云散齋之内不得弔喪問病若據檢処女
弔喪問病為穢然則既云御服行諸神事者有
何妨哉仍勘申

延喜七年二月廿八日大判事兼明法博士惟宗朝臣善経
主計頭兼明法博士惟宗朝臣真本
又延長四年勘申云

勘申云蔵以下人遭親喪并件親遭七歳以下人
喪之間各行神事支以否事
右檢假寧令云云服之殤本服有服一月服二
月七日服一日注云生三月至七歳式云緑云服
之殤請服者限日未滿社司参入不得歌舞事者
授以等文除服之外云歌神事又七歳以下之人
豈可有物忌乎然則於行神事有何妨仍勘申

延長四年十月廿日明法博士兼摂津守惟宗朝臣公方
今案祝部御門乃御世之七歳以下の人数乃喪の
者後者有無之状事如此文なまく法家の作て初
ゆゑ〻む、法まゝ後假不可有中とゆゑ法相違乃
桐壺の御門と延喜帝と桐壺の人なりてたゝ

氏君之喪ニ其子之父母ヲ定メテ宮中ヲ退ク事ヲ
願ハヾ願ヒノ如ク定メラルヘシ或ハ
命令ヲ作ク服喪ノ期ヲ定メラレ延長
七年ノ事ヲ以テ源氏君ノ母ノ喪ヲ退出シ
給フ事ハ七年ノ服喪ノ事ニ定メラレヌハヾ乃
事ニ又俗ノ例ニ倣ヒ一義ニ七歳以下ノ人服喪
ナキ事ニ云ハ二等以下ノ親ノ喪ニ父母ノ喪ヲ
喪ニ服スヘキ者又ニ等ノ者ニ有ルトモ猶神文ニ
有ルヲ一ト云ヘシ後乃代ノ事ニ倣ヒ堀河院崩
御乃時鳥羽院ノ喪ニ代ノ事アレハ則以日
易月の義ヲ以テ一紀ノ月ヲ以テ期ト為
ヘキカヤ又一義ニ延長七年法曹の勘申ス

職制律の可有彼人の冥喪匿不挙哀者徒罪
以下ト云ハ職制律の文ヲ見ルニ国父母若シ喪
匿不挙哀者徒二年国祖父母和祖父母喪匿
不挙哀者徒一年ト云ヘリ父母乃喪ヲ隠ス
服ス徒罪ハ可有ト云フ又七条以下親乃喪ヲ
隠ス徒罪ハ可加刑
ト云ヘリ二親乃喪ヲ隠ス事ハ可有
徒ハ也ハ法令ノ如ク先父ヲ以テ今母ノ喪
七条以下の人ハ父母乃喪ヲ隠ス事ハ可有
徒罪乃流乃罪ニ当テ有徒の者ニ当キ
ニ中ル人の公喪ニ当キテ各別の文也凡慶ノ礼ヲ
法ヲ人ヘシ以ル公民の君父宮中ニ退ク事
延長七年以ノ乃ヲ文作ル可ケリ

内覧奏云

やうやうの乃ちもとめるへ

清慎公記云康保四年七月廿宰相中将（延光）朱雀雑

支次云上皇上達部本病發給中尼任清沢（師氏）理之

高参議紀右中弁盛法朝臣右衛門督（師氏）兼文

今日候殿上之次波殿放歌之事也清歌者子

宗良波云近衆女人皆取沙聲頗以不便明日

可有除目云如此間何状事云云往代

聞武猛暴惡之人未聞狂乱之者那波之間外戚

不云云軍競成昇進之中尼雲 賀茂伊尹 云藤納言

大納言云云入夜後右少将為光朝臣来云明日除目

一昨右大将（師尹）與藤大納言（在衡）議定年之也傳取云云

揚名事白昼可行停止者也

今案冷泉天皇八民部卿之方ノ怨霊ノ為ニ祟ル

乱ル在ル事ハ海ノ外ノ外戚乃人ノ九條殿一族也 宮仕昇

乱ル事ハ議定ノ云云小野宮殿（實頼）以下同ジ

所ノ云云已ニ云云 沙汰ノ遂行ノ仕ル揚

名関白云云 ノ云云 ノ云云

書紀云天暦四年九月五日一分除目令一労

書生讓仲揚名事書生云云

政事要略（惟宗允亮撰）巻六十七云同人ノ僕従不可有

履但諸国揚名掾目等為車馬従之日依例僕

従猶可制哉為帯掾目不可制哉云云

今案揚名乃二字ハ諸国ノ介ノ限ノ云云ノ揚名関

同じく清水谷の揚名又揚名掃部ともいへり
揚名を只名ばかりとも云へり
きさらぎ職掌もなく位もなくして或物の揚
名ハ名ばかり職掌を行ふ人なりとも
四人下りて文勢を考へ給へり寛江二年除目
藤原惟光望揚名申文ありて左衛権介を任ずる
近き法貞和二年二月除目執筆後光厳院自給申
文後京良清を揚名にして山城権介を任
せらるる恩顧元年執筆自給の申文を新
左衛権介を任じ給ふ此中文を新
左衛権介を任じ給ふ此中文を新
左衛門尉を任じ給ふ他出乃介を任じ給へ
ばなり

同巻云
おうぎ家形ひとつ
ひさごひとつ
ぬきのあををかけたる
まきえ
女房ばかりのさしぬきをよのはかまとうるはしく
なり西宮抄云走殿方衣ハ濃蒙平絹指貫
或抄云沙御行幸時学侍令婦等張袴上着
平絹指貫如男指貫騎馬ハ袴をとり西宮抄ハ
ハ袴をとり沙御の約束ハ男乃事なり学侍令婦
如殿等馬ハ乃ん
貫とるなり胡頼
ハ乃ハけ

くらうさてはさうめきたるとハうり馬ハ乃ち孫も法
禊乃約束の例をとりてかるこ

花宴巻云

如きなるも可ちくまひ賀へきに代々伝ら
村上天皇康保三年十月廿有五日乃比野宮大臣実資公
童ゆて納藤利まひ給ひ給へハ法あるめされて法袖と
給ふ所清慎公実資ゑ祖父也実資ゑ弟敦ゑ子 ひ〻ちまり抜て
威ゆ仁給てて給へて子ゆ給て勅孫ゑ法つ乃
所ゑ祖父ゑ表ゑ父の如くにまりて舞事ゆり此後又後
冷泉院治暦三年童舞法流の所中納言頭房息
雅実公 童ゆて胡飲酒と舞て法袖と給へ〻ゑ祖
父内大臣師房公 ゆて給ひ給へて先ゆ皆能聞乃

法代より後乃事ゑ法乃所ゑ伝へて法ゆ乃ゑ
知ゑ色法ゑまゑゑゑ源氏君ゑ法所ゑ
頭中将の柳花苑ゑて勅孫ゑ法ゆ給ひ所ゑ
ゑの如くこまりゑ法ゑ立出ゑ色ゆゑまりゑ一度めて
ゑ紀後代の例ゑ法ゑ康保三年舞
法流の所小野宮開白乃ゑて給へゑ法ゑ延給ゑ
後乃事ゑ法れゑ給れゑ例ゑハいゑ後代のた
りゑまゑる〻ゑりへゑハ則康保乃例と後代のため
〻ゑ〻ゑ

葵巻云

大将乃如く法流ゑ殿ゑ法曹ゑ乃ゑる事い常ゑ事ゑ
ゆゑゑめゑ〻ゑ約束ゑゑの如ゑ法ゑゑるとゑ

[illegible]

[illegible]

長和元年十月廿日後一條院の御禊の行幸あるべきを以人々や
政所雲供奉し給ふ府生以下十人[illegible]
きて江員[illegible]
[illegible]
[illegible]

島新退出即候筵付侍女

小右記 天元元年四月十日庚戌 晴 一女 道子

入内之日始参上殿下同参侍口種盛銀盃同盃

立同銀箸餅上置瓦葉有但納所給貧咲一震

盃令持候殿下侍従付加賀典侍令奉

頗有恐詞未及暁更退下

右餅盤四坏例也 河海抄 新義侍賢門院入内記

都記 任信 云寛治二年閏十九日嫁要 知足院殿 盛餅之

坏被送 螺殿 地 給銀坏二口例 演 之銀鶴一双

盤上立銀箸一雙

右餅盤三坏例也 河海抄 新義侍賢門院入内記

也三坏 云々一 云々一 云々三坏一具 云々

今案此餅 餅 ハ銀器四坏 盛 ル 中 ニ 四

乃和 ト云カ 云カ 三坏 成 ル ヘシ 云 ヘレ ハ 此 物

説 ト 申 ス ヘシ 四坏 成 ル 事 ヲ 云 ヘレ ハ 四坏 の

の 有 ケ ル ヤ ウ ニ ハ 云々 ハ 乃和 ヲ イ ハ ヒ テ 源氏

ニ テ 説 ケ リ ト ヲ レ ハ 河海 ハ 中 ニ 有 ケ ル の 説 ヲ

一 ト 云 者 有 ケ ル ヤ ウ ニ ハ 九 者 ヲ ア ル ヤ ウ ニ 次 ニ 云々

ト ハ ル ヲ の 人 ヲ 年 ト ヲ ヒ テ 差 ル ヤ ウ ニ ハ 長 生 殿

宵 甲 子 朝 四 百 有 四 十 四 甲 子 矣 ヲ 季 於 今 之 之

一 也 ヲ 此 義 人 ハ 七 十 ヲ ヒ テ 有 ル ヤ ウ ニ

ハ ル ヲ ヒ テ 生 ル ヤ ウ ニ 此 カ ル ヲ 今 日 之 の 日 九 数

ヲ カ ヲ ヘ ヲ ハ ル ヤ ウ ニ 甲 子 乃 日 ハ 六 十 日 之 一

成まうる物なりとなきてよう此方昔罪平家の甲
子の日より始めて立春未の甲子の日まで今日まで八
十日一日あるなり立春の日六十日の立春より六十日の
甲子の日まで四十日なり四十日八参未あるべきなり今此同
年十二月廿七日参未乃日より来年なり昔罪平又
乃甲子八八千月日まで成る物のまこと見をあらせて
ふまて同日数二万六千六百六十日なり見を物
筭小をきて立てなる所を実とふ
字なるなり二万六千六百六十の筭のちかく
なりおりて一年立の字ハ仍ふれハ実字の筭
とハ筭しるなり立春乃子時餅をほうて実の字れ
筭乃なり一といふ同をもまくつて又甲子の数とまた

子のもいふなり周代乃十二月八子月を正月とする
故に今の十月時実時八十二月なり四のこと十月
乃年をれハ自然と相叶へ十月八一陽なりて
地下に生して百物をとりむ月なり嫁娶時なり
ものいふもたりある月なり

同巻云

南方いまさるそしいませ法へよりもまさる仏
しといふ

いまさるそしを今ハと何とさりてさるそしとよむ
人あり仏法まれるなりいまさるそしとよむへし
不偉とハ犯なる事をいまそもいまきぬちろく云云
祝云の釈時事をれて仏なり又ありなるハいまさる也

候四郎左衛門尉ふい四の殿をいむかりいまさるる
ものも孔の字をうり世をさうせられし
弁も白状く詞ものはらしぬるとうふかるるみをも
まつ作りしとうるうり

梯巻云

さうるものの物をいはくくみをも
北山殿云ふ近衛次将常盛上殿云殿仍宿侍
時副所宿物持上ゝ
李部王記天慶九年九月十日新到歌人来殿
中尉助信宿屋衣ゝ昨夕主上御殿上侍被見助
信所随身ゝ裏中衣紅色頗濃仍不被或云宿
衣被物那人ゝ可問着頗渉苛酷ゝ

今案ゝの弁物の物くらの事宿衣の袋ふくらの
をいはゝゝ事部王記ハ作ゝ事あるゝ裏
の字を引作ゝ
保院乃殿ゝ宿屋ゝ
いんゝゝ物の袋ゝ
若紫巻ゝ弁物ゝ
ゝ裏ゝ
文云ゝ秘文ゝ
のゝ説ゝ
信西入道
揚名介藤乃候ゝ弁物ゝ袋ゝ云園の秘
事ゝ

明石巻云

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
西宮殿云東儕餐就盃事獻盃者二人内外相分執
盃進赤有司云其方乃垣下寄何方[illegible]給へ[illegible]
献盃称唯云下の階を給侍有司云然者[illegible]年正久
しく後人行[illegible]云然者唯称飲年撤把放盃
[illegible]退
今案宋儕云ハ学生の入学する時の師と宋儕乃
礼と云[illegible]二字の仏儕ハ脚[illegible]方内十拝を
一束ねて座の礼ハいせ[illegible]を布紙[illegible]
一端を師ハ行[illegible]を入学の時垣下に[illegible]
人ありて酒盃を[illegible]
[illegible]の品ありて酒を垣下と云事ハ

第乃事ハ加茂儕乃儕付の条又儕乃のかへ[illegible]
ありしかハ事ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

玉葉巻云

角水鳥乃くうゝ由ゝ人ゝ乃ゝ

毛詩常棣篇云鶺鴒在原兄弟急難ゝ注云鶺

鴒雝渠也義云雝渠水鳥也而在原失其常處猶

兄弟ゝ急難云云

今案歌ゝ中ゝ弟ゝ有ゝ人ゝ云ゝ角ゝ

者後ゝ兄弟ゝ有ゝ人ゝ云ゝ則ゝ前ゝ

おもゝて角川きゝ人ゝ乃ゝ水鳥乃ゝ人ゝ云ゝ

角ゝ人ゝ乃ゝ常棣乃ゝ心ゝ乃ゝ人ゝ相為也ゝ四ゝ説ゝ有ゝ

まゝきゝと

初音巻云

さゝ乃ゝかゝ乃ゝ世ゝ乃ゝ

男踏歌ゝ高中ゝ子ゝ冠ゝ中ゝ子ゝ

ゝ冠ゝ白

ゝ乃ゝ二ゝ人ゝ用ゝ有ゝ

ゝ人ゝ

ゝ

ゝ

大宮中子の冠を先にしてもちゐる事千秋万歳
なりと云ひ男踏歌の時風ちり後張儀流乃作付事
なりとなり

胡蝶巻云

成るみ所ちりつゝ元の御手なれ人なるかかり
栄花物語廿六云ちり人なり四位六位なれ作りよ
作り面作りもいとやうなる元乃さくとたちふる
物のうたてなる物とりへくさちり
元ハ尚侍殿の御舞楽の時なりと
桜第子云時ハ車元ちりあるなりてふるあるなり
さしぬきあるハかりうちぬきとれてそれなれ物
物ちりとなりなれとそれなれ安流乃ちりなれて

月なりなりなりて今ハ元ちりなりなりなりなり
今年日なりなりなれ年端物なりあやまれり東常と有
なり紙日なりなりなれなりなりなりなりなり
なりなりをハのなりなりなりなりなれる対
しと東常なりなりなりなりなりなりなりなり
元と云なり

藤裏葉巻云

月なりなりなりなりなりなりなりなりなり
なれて又下朝ハ云月ハなりなりなりなり
なりなりなりなりなりなりなりなりなり
なりの物なりなりなりなりなりなりなり
なれを朝日なりなりなりなりなりなりなり

[illegible]一月[illegible]ハ[illegible]ヨリ[illegible]
[illegible]上[illegible]
[illegible]七日[illegible]月[illegible]
[illegible]
不及[illegible]信用[illegible]

此一帖後成恩寺入道殿下之製作[illegible]余情之
別注之秘訣也已三箇條之支[illegible]載之如情眼命
深可[illegible]外見耳備請[illegible]余[illegible]年間
心於彼物語依道之冥加及今書写[illegible]

文明十三年十月十日　従一位源朝臣通秀判

打下令校合之畢

松風巻云

[illegible]

桂乃院ハ桂川乃[illegible]河海ヶ今ハ桂宮院
[illegible]
[illegible]桂の院ハ桂川乃[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
乃桂院乃[illegible]於桂院[illegible]桂川
[illegible]
[illegible]

能為作情乃制注所無之十六ヶ條加注ヶ條
十六ヶ條ヶ十七ヶ條ヶ田形ハ世不見ハ不審ハ

此一巻以後所華寺開白自勇写〻仲一通
従淮后備給之也

永正十七庚十一月五日　左幕下判

右源語秘訣以屋代弘賢蔵本校焉

右祥書類従巻第二百十九物語部十三

十時天保二壬辰年冬閏十月晦夜於燈下写之

中村直道

薫蘭録巻之百四十二

薫蘭録巻之百四十三

中村直道　輯

源氏物語竟宴記

永禄三庚申年十月癸酉今日源氏物語竟宴也
（植通）
余愁掃禄ハ去ル朝宰相宿ハ有ル事ヲ
ハ〻〻ヒ小閑ヲ〻リテ南家ハ物ヲモ見ル彼ハ年

源氏物語をもくはあるべし
一部とうれしく侍る
しくてもなをかつてあるべ
あるべく覚へ侍る
和歌の事あれかしあるべ
博陸（晴良）
彼亭にて江次元年閏十月廿七日桐壺巻をもつて
次第あるべきにて講をもつて相始巻
あるべきにて永禄元年九月まで聴聞をとげ又
ちかつる家別兵部卿殿にて中絶する事
頗大魔也物の妙法禅定をもつて八月廿七日に上洛
して養状乃紙に再無一付々丁印の功徳
新撰の仮名をとりに物語一事ヲ頼聞巻の終
毎日ごとに遊宴前同あさ明ちかつるの也仍冥
加と感一石山寺と号して紫式部作源氏物語
先ちかつる則如意輪観音の尊像と観して
修所土佐守源ちかつる む其縁云
紫式部者越前守為時女也候上東門院
古傳云上東門院令式部作源氏物語石山寺祈
之于時八月十五夜也遥見湖水之月趣向忽然生
則須磨明石両巻書之帰京録之依一部之功云々
爰九條入道博陸（頼通）
至七旬余之頽齢猶手之不廢似元凱之癖頃諸
殿下讀申之殿下不獲止命盡工圖之維時永禄

三仲矢五日

仍覺

[illegible]

[illegible]

[illegible]

白雲のたえまに消ぬとみしかの海のあなたの海をこそ
さらば　公朝　西園寺左大臣

海をへだてわたしもの神垣の春の花の紙衣
花ちる里　覚然　勇殊院宮

春の夜のやみはあやなし白雲の花のたもとの月の影
須磨　家補　花山院右大臣

月のすむ雲ぬけ出て海の底にくもりなき浦を
ひろみ　親氏　水無瀬宰相

かへる波月を沖のうらかぜに風のまくら
月を枕　實福　三條宰相中將

はるかなる雲の神垣みとせたしかの海人のたもとやい
ちもこそ　種直　冨小路藏人

ゆりまさる雲の白波かぞへつる乃の紙屋はなまこふ
せきぬ　公古　滋野井宰相中將

むかへ人なきあしの須磨ようにいそかもくるふさ乃山
繪合　宗養

元そふむかしの人の秋あはれ春の月よりたまの海波
松をも　宗繁　安宅摂津入道

家秋をあそぶ月の京とそ人松をのあ多
うち雲　示紘　冨小路刑部卿氏直入道

春秋の武乃ゆ紙乃ゆ
胡蝶　精重　菊亭左大將

時乃ゆ紙乃ゆ
七夕　藤賢　右馬頭

[illegible]

通興 久我右大将

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

川柳　公陸

[illegible]

尋花　伯巳

[illegible]

羽見花　兼芳

[illegible]

吹花過水　為益

[illegible]

杜若　示信

[illegible]

三月晝　心系

[illegible]

七夕鳥　傳惠

[illegible]

庭萩　為仲

[illegible]

郭公郎花　公古

[illegible]

山路月　義芳

[illegible]

湖寺月　親氏

[illegible]

瀬月　信元

山路に秋風吹きて くるほどの月の影かな　仍景

月ゆゑ　うたがふる秋の雲の紅葉ふる　砌の菊の色の深く　宗養

霜葉猶愈　くまなきは月のみしるべ　雲上の人も紅葉の色ぞ　宣清

如恋　為わびし思ひの外に　しもとりの　綾織り　元理

紅葉恋　立田姫　みしぶ時雨ふる人やなげの　花かつる

初恋　かきてこそ　ひとれなれ　なほ初まさる　仏の　直盛

会稀　霜月恋　後定

　　後朝恋　　種直

　　遇不逢恋　　賞福

　　旅恋　　玄哉

　　山郭　　仍賞

　　暮雨濃村橋　　若樟

村暮矣雨聲濃詩者吟殘橋畔東易地皆然茶何房

人須言不霽何虹

胡蝶望

波こえて舞ひ来にけり白雲の
たえまをたどる蝶の一つ　空圓

掩流別郷里

ゆくえ知らぬ水のながれに
ながれてゆく小舟のごとく　永相

泉郎

ちりぬるかぜ　ちりぬるかぜ
ちりぬるかぜ　ちりぬるかぜ　行空

寄源氏物語歌

なにはがた　みつのはまべに
ひとりたち　なにはがたを　ながめつるかな　蓮

古今和歌集　一首

職何路連歌

乃ちりぬるかぜ　ちりぬるかぜ　蓮
いくちぢにもみえぬ　ちぢにもみえぬ　秋

池宰相　俊恵　宗養　元理　紀良　玄載　仍景　紀泉　心泉　秋蓮

[illegible]
[illegible]
山松乃[illegible]根も[illegible]
おのへ[illegible]
[illegible]
竹乃[illegible]
[illegible]
[illegible]

かくまでうい世とあの中にこそあれ
くらべてさて物の多くあるを
手ぶりもさて一ちとせの松さえ
日数をくまなくうとたのもしく
なりぬるを川ちかくたのもしく
ちぎりをあまもしみかくるかたの人
ありにかの為にこそ花ちるめと
もかれハかの物もわもしく
なりにし松乃花やあるらん
ちぎりのうへの物ゝさはなれ
乃ちかやとをの羽もせもとりん
ふりにしみえ風をはらきもけはき

茶池巳養傳京養理玖茶載紙

ちる色ハ雪乃ふるにこそ
松もりふるもしの木ハ
岡載てにそ手ゝ白ちるみやこ人
けりとにに弱もはちるきちり
ちるもさもかをハなれぬんめて
風乃ふるえ花ハ美はうき海
くもはのさりはかるるかゝ
月ぬりもしをしのあるもさし
をてちやかの乃ふ海はて
霧もそ山をとそもゝ雪川也
くまにて雪ゝをくまて行く鳥
市路乃手へさみえ由くを

京巳茶載池養傳理玖茶巳傳

をとの物をとゝ天ゝ
ゆきさるゝよう見やゝのゝ年
河海をゝのくゝ遠ゝ
世ゝゝるゝをゝ河ゝ面
面ゝゝ人ゝ紀人ゝ
いゝをゝゝゝゝ
うゝゝ思ゝ離ゝゝ
家ゝのひゝゝゝ那のゝ
親ゝゝ物ゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝ

養池紀秋養已理養已養池伪

心ゝも雲ゝゝ月
ゝゝ神のゝゝ
ゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝ
秋ゝゝ成ゝ新ゝ
ゝゝゝゝゝゝ
ゝ月面ゝ月ゝ
ゝゝゝゝゝゝ
年月ゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝ

戒養理京已伪池理養紀秋養

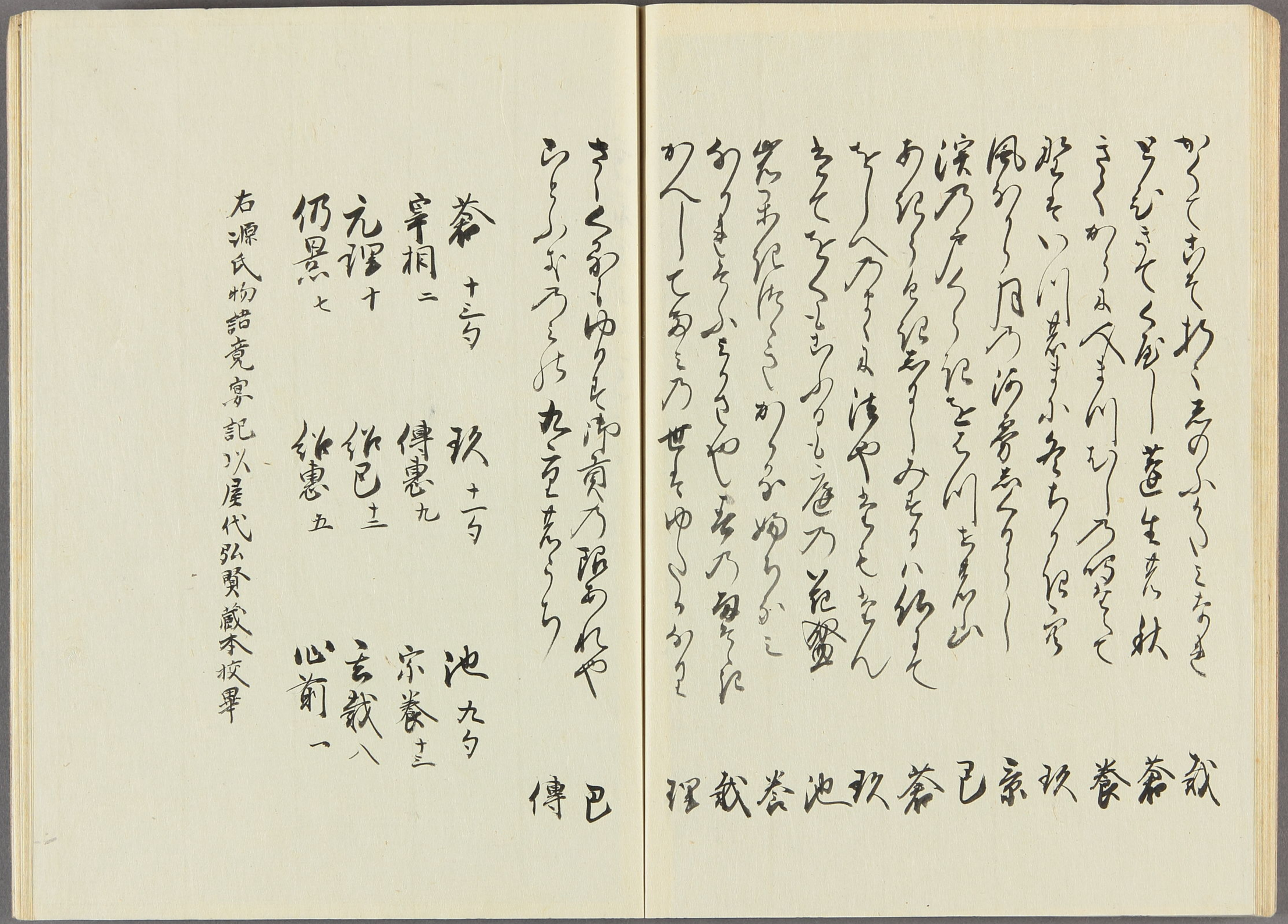

戒　葵　養　坂　京　已　葵　坂　池　葵　戒
理

葵　十三　坂　十一　池　九　已
宰相　二　傳惠　九　宗養　十三　傳
元理　十　仍已　十二　玄戒　八
仍景　七　仍惠　五　心前　一

右源氏物語竟宴記以屋代弘賢蔵本校畢

本屋書類従巻第百十九物語部十之

于時大保二壬辰冬閏十月十有五日於地方写

中村萬喜直道

薫蕕餘卷之一百四十之

薫蕕餘卷之一百四十四

弘安源氏論議

中村直道輯

弘安源氏論議

弘安元年十月十日の夜この日本紀の
御講はてる日なれば殿上人あまた御
かたらひとりてものがたりし給ふに東宮
（伏見）
御方侍従の三位（惟方）範茂兼行経長相
模守定成かくさぶらひ給へるなかに
つまびらかなるこゝろのほどをいとこと
ばすくなくこゝろにくくふかくいとこと
ばすくなくこゝろにくくふかくいとこと
ばすくなくこゝろにくくふかく

同とうして六月論義をはじめられ候
所方奉行をもつて日々かのもとにて
勝負御奉行せられ候ふ竹田
とりつぎ一人宗[illegible]へ御[illegible]
かりしきりにふりひろめられ候と紙と
さしたるものいまこそかりていとけうとくしれ
うつりかはりひかり六月廿日の時分より御所まで
二ケ條の不審とりちらへてあるの歌かりあつめ
よりとさしたてまつりぬうちに人々ひらめかせ
もてなされ候ひしかたにまつりあげ
してこれ屋敷にもかくるのうしめもかり
ゆれかりまつりかくいつ法とをとき行えあるいる
も人くしてはかりてはかりめてまつりあり
西の公方の方のかりしふるまつ沙汰ふるまつ
ものつまりまつりとをとりて御座とを左京のまつふ
あひしさ小とうまつりとを侍従之信のり姉の殿長相
殿長異顕右ふ[illegible]のまつ
北とをとを康秋殿長兼行朝臣方定成さふら
たまつりまつりて後まつりめさる右まつ同とをいた

一番同四右　　康秋殿

河原左馬頭殿とをひて[illegible]
[illegible]

芸四左　　侍従之信雅有

河原左馬頭殿の侍[illegible]及いたを但長徳の法の

[illegible]

右中長徳の比の紙面例文の物語授侍る舞
落京之作といふ説も入るべきや物語とも侍せれ
ども[illegible]

右中長徳の比の記ふかきたちく侍りくるしく
侍りしかども[illegible]
しかるの物語ふかくこの海のへさきといふ所侍りた
ゆ[illegible]
彼得湯の波のうへいまも曲調となるふまれかさ
けりうん[illegible]
濱ふのそ面さまい地の[illegible]

[illegible]

侍従三位

二番同公右

光源氏元服のさまふかく大義々義人理髪侍りける

康能朝臣

右

大義々乃義人の[illegible]義人頭を理髪とはしむること
なりき大義々乃義人ことしの人より藏人頭の大
義卿をかねる人さらめく例侍らんかまて准し
ん侍りけるとかや

右中さらに藏人頭の大義々義人乃義人まつりけ
りしかの沒あるまてなり公世侍ふな
りそ大義々義人侍りあるとかるに大藏々義人侍
りけるとて侍りける人侍りや

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右西宮殿より[illegible]
右いつれも[illegible]
右くらく[illegible]
やはり[illegible]
右准授く例くらく[illegible]
山蔵人[illegible]
六番同云々
[illegible]
為[illegible]
長云右
山[illegible]
[illegible]

定成

[illegible]
[illegible]
[illegible]

鰐のふをりてられをいつるなりやれかくらんたてこふ
相傳ふるの文衣と成るやをたゝあるとかの事をへ
又別るるつさう由法れかりかの

芸云た

奥顕

紫御文衣のことその起りをたゝすれば
女御を雅略天皇七年に雄嬪をもつて如御をいつ
ものをもつてもつて伝るゝ文衣の事の漢朝をこと
にうるそこをの事漢乃孝帝國中に陵上小寢をた
川寢のくるくるに別殿をそなへ文衣をもいつる因
法れかさのたつたる文衣をかるる由をこう又文元外
威世家小衛皇后乃こをいつるもれかるく衣をかるる
伝をこを祝祝れた新和二年正五位上紀朝臣乃奥

従四位下紀さつく相京の天皇に文衣をつこれを始
まそ伝るこをやを不のくたるる不見伝るこをめて
由法をこうん物法乃かりそこれるそいこをやを不のう
文衣をかる文衣の後法息所をかるを前後不同也
法息所いはやをを不のくみの文衣をかるく四位をを
不のたくひるりを生られ役うるを法ををこう
ものをやをへをこん
右御文衣の盤鰐御息所のをくをく陳中
せりの如宿十二月を中に文衣をを不をいを生をを
ものをを文別の由をを法れをれを法ををこうく西
御中つを由を伝れをを法ををこうく西
文を離を加をを不同新のをを中伝

[illegible]書籍[illegible]記録あるべきなり
[illegible]
[illegible]
四門を知らひ先賢の遺文をもてかるのち勤へ
あつめ[illegible]云[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

八番問云

[illegible]
[illegible]
[illegible]

異類

第六

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

釈迦の教ならずの五乗無学倫史記殷本紀文王殷紂
おなじ法華経化城喩品世雄無等倫
ふしあるかの大史ならずこれをひきこれ一乗
空の妙なる理と会して妙せるこれ法にて衆生を
教ることに出ずして性をいつるも於をひきたへて仏
乗しは後もせんなるこれ王孫乃一段の論うへを
五回あり人らさるこ奥顕ト仍又為持
九書同云右　康紙朝臣
初法かん日本又あるたるを法ずるあり
仏乗かんなりといへるを為ずるなり
義云右
この文初法の弘記文をんなひ仏ならへくりあとく

初あるを仏乗百法百法をあるこれ胡出のさきに五人賓
をつるかの寺へをあるとしいへるこあるくりさこと
さうかくトにをくし
右胡出のあるこ
ひこーたるへおうはるこ法あるを増ちを得た
十書同云右　拾遺三品
巻三ひをかるこをのあへ於ものか
義云右　康紙朝臣
あるひを立るこ云法のうつにりて名るやうつ
かの物かるに名ひをいふこあるかもを法をへあり
右トうつかの物法の名ひあるひ名本にをる所りかの

[illegible]

[illegible]

[illegible]

乃祢とかゝゝと源氏中将さるべきにあてゝ作りやうん
大納言昇殿の別當と西院を叙す源氏中將同く葉の
賞とゝ階ゝ〳〵物のひとゝ持へゝゝれて作りとめ
右中宮用捨とゝ歌の詞はゝゝゝ右の中宮いとゝ
あるとゝ歌の歌は詞ゝゝゝゝゝ右乃十月も後あるとゝ雅楽
の例はゝゝゝゝゝ

すせうやう小楊のうたうあるなかに竹のたし
かうきかいこんかくうれしきをいへる也
右十四首こくせうろうこの歌をふるとあるこ
とこの歌秘伝なり
左右猪頭さうめくし沈あるいは竹とよう
作出さうにたきて竹乃せうはうれ出屋屋といて竹
沈乃竹さ形竹とそそくいるこうのめうの
もしたんてくもくうるこあるしうこ沈由在竹にうて
往方持
十四番問云右
元亨家行ふさし沈りの紀乃家とうのしうしてと
かうたうう竹蓋生竹京家の南に由法あるやめ母

ふるこ日法のひうひうこ沈又新沈新乃とんなひ竹
らたうこうたうこ京家いうること中法こうあるこ
りひうけたやをとうふこあうたるこ竹この問乃後
あひうふひ竹うあつこ竹りひこへうこうこ竹
梁の元帝の日のうたに庵家沈うたうしてとふ
年竹うあやりこ乃あへこうあるこうん
右中此年和泥かくうへて
元帝竹山うこひこあうこ沈へてこの時代竹南り
て第茨こうこ彩椽乃竹こうあるこいう又立新乃
こうこ南うこ沈同高特
十六番問云右

奥顕

六條院と申して摂政乃人々殿の御ことなり
の人々へ参りやすや
芸云右

殺生乃事 源氏物語の例 但し源
氏と高明と摂政其他の殺生乃事
仕様々々に相違あり今人々考へ
ても同じつまり殺生と云ふ事
殺生禁断世間まことやいつへ
右ハ海上ニ此の殺生と申わけ
清慎公相伝の事 奥信公の子清慎
公より殺生乃事も右の通り
花の宮乃春の日 明主の代代 奥信公

北野天満宮殺生乃事 法性公舟を
寄せ給ふの御女乃事 義人公御時
事 女御入内の事 紀伊の国
相右大臣と申して亜相の位
相乃事 西宮左大臣と申
う参る 殺生の事 源氏物語
元年六月に相成て 法性公ハ天禄
れこれ右大臣 朱雀院の御譲
右大臣清慎公殺生乃事
乃事 殺生乃事
参る家 殺生の事
摂政の例 殺生

[illegible]

[illegible]

[illegible]

光源氏は或御ぶくをぬぎすてゝ法師になりたまへるの中に
なをさりなるよの中にあるべきものとも
なをさりなるよの中にあるべきものとも
なをさりなるよの中にあるべきものとも

[illegible]

[illegible]

[illegible]

民のあるとしてとうと雲井のうちに月をなぐさめ侍
の光をのぼりてしく松のしたに高山の月のうけを
入るさをぬくいふかしてそのかうにむりひてせんば
ちる又ちるはあるしくふかしの花のうんとんあるのうへ
ゆみちの雲とそこにあるはいりあふかこの影を
ふそうをはてこうあるちをといひ中河のあいつと
のなりをとのをそこに風俗と源氏あるはさのふかさ
人あるとそれをきて月とうあひ世こそあるを
しうとくあるとあるはをはかりのなりをとけよりへのれ
はこそあるれを小萩ちとそこひ家あるを
よのこねくはるれをとそれあるはらのさそこれ
ようあるをとへかいひ月をとうあるはあるを世中を

うとをきあるをとをを宮あるのひある
あるのしあるくをこをはるくをこをへ源氏の名紙
をとををはりひあるををるいまへよりいくはるを
もるあるを源川の後の山時をはをあるをれ
ちるをを今は世ふはこのをあるを萩尾のををあるん
源氏のあるをあるをこれを見るへをはあるを
あるへをを萩尾の屋をとふへあるあるく
源氏をへををとうあるはやををうかを
をんをとあるく屋ををはをあるをあるをたん
をあるくあるんあるをとある

海をあるを

大臣の北殿の事　まをくのをうひの事

[illegible]

河原左大臣の例とて、わづらひ給ふ事
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右弘安源氏論議以屋代弘賢藏及流布印本校合畢

右虫損書類仮巻冊三百十七　物語部　十一

于時天保三壬辰年冬十月晦冬至之夜於燈下寫之　中村直道

薫繍録巻之四終

薫繍録巻之五　物語部